



## 生物多様性に関する国際要件

### 目的

ロシア連邦、レンダーおよびステークホルダーの要求に従って、生物多様性に関し、サハリンエナジーが公式に適用している国際基準および他の要件を定義すること。

この文書は、プロジェクト完了後 12 カ月以内に、運用データおよび、必要な場合は改訂された基準を基に、検討されなければならない。

### 対象者

- 管理者
- HSE 専門家

### 要件

サハリンエナジーは、次のような、国際的に認知された基準、条約およびその他の要件（例外、特例、不一致に関しては「談話」のところで言及する）に従わなければならない。

船舶に関しては、ロシアの法律の順守義務が最優先されるが、サハリンエナジー（または該当するサハリンエナジーの下請業者）は、民間団体にも適用可能な（そのような団体にとって、合理的な努力を駆使することによって現実的に実行可能である限りにおいて）各事例において、添付の談話で述べられている範囲内で、この文書のパート 1-2 に列記されている国際的海運条約（それらの条約で示された期限内に限り有効）の精神にも従う。サハリンエナジー（または該当するサハリンエナジーの下請業者）は、この文書のパート 3 に列記された国際海運条約に従い、それは、ロシアの法の下、プロジェクトの構成要素である関連船（所有者または裸用船チャーターまたは規定に従った期間用船契約のチャーターに関わらず）に関心をもつ民間団体にも適用される。

この文書は 4 部構成である：

パート 1-2 は、ロシアが既に批准している、いくつかの環境に関する国レベルの条約、合意に対する談話である。ロシアの法律の順守義務が最優先されるが、サハリンエナジーは、民間団体にも適用可能であり、合理的な努力を駆使することによって現実的にそれらの団体にも実行可能な、パート 1-2 で詳述されているような事例において、これらの条約の精神（それらの条約で示された期限内に限り有効）に従う。これらの条約および合意とは：

#### パート 1：移動種

- 「移動性野生動物種の保全に関する条約（ボン条約）、1979」およびアフリカ・ユーラシア水鳥条約およびヨーロッパにおけるコウモリの保全に関する協定。
- 日ロ間渡り鳥保護条約（1973）。

#### パート 2：海運条約

- 船のバラスト水と堆積物の規制と管理に関する国際条約。
- 船舶についての有害な防汚方法の管理に関する国際条約。
- 油濁自己対策協力条約（OPRC）。
- 油タンカー及びターミナルのための国際安全手引書（ISGOTT）、第 4 版。
- 石油会社国際海事評議会（OCIMF）ガイドライン。

パート 3 は、ロシア連邦が批准し、サハリン 2 プロジェクトに適用されるとみなされる国際条約と合意の一覧を提供する。共通条項同意の下、HSE 文書および社会的法律に従う義務を負うということは、HSE の条項および、民間団体に適用されるロシアの法律やプロジェクトの文書に列記された社会的国際条約に従う義務を負うことを意味する。

パート 4 は、生物多様性に関連して適用可能なその他の国際要件の一覧である。

|      |  |                          |            |
|------|--|--------------------------|------------|
| 未分類  | 文書 0000-S-90-04-O-0259-00-E 付録 3, 第 02 版 | 有効期限：2010/5/28～2015/5/28 |            |
| 文書履歴 | 承認者: A. Galaev, 管理者: V.Andreeva          | 複写規制なし                   | ページ 1 / 13 |



パート1：移動種

| 国際基準およびガイドライン   | サハリンエナジー基準   | 談話  |
|---|--|---|
| <p><b>移動性野生動物種の保全に関する条約（ボン条約）およびその補足協定であるアフリカ・ユーラシア渡り性水鳥保全協定とヨーロッパのコウモリの保全に関する協定。</b></p> <p>この条約は1972年、ストックホルムで開催された国際連合の「人間と環境」会議の勧告で提起され、1983年11月に施行された。89団体（2006年2月1日現在）の加盟があり、そこにはヨーロッパの主要な国々と同様EUも、更に、多くのアフリカ諸国、南アメリカ、アジア、オセアニアも存在を増している。</p> <p>ボン条約の目的は、特定のグループ種の関係国（Range States。この用語は、種の分布範囲の一部に管轄権を行使する国を表すのに使われる）に含まれる国の間の国家的取組と国際的同意を通じて、絶滅のおそれのある移動種の状態を改善することである。条約に関する加盟国の会議は3年に一度開催される。7回目の加盟国会議は、2002年9月、ボンで開催された。</p> <p>1985年、3年毎の会議の間に、条約の実現に関するガイドライン策定を目的に、常任委員会が設立された。</p> <p>それは2つの選出された団体、つまりヨーロッパ・アフリカから選出された団体と、他の主要な地理的範囲（アジア、中央および南アメリカ、オセアニア）から選出された団体で構成される。この条約には2つの付録が含まれ、それは、関係国の協議に利するであろう、移動種のリストである。</p> <p><b>付録I</b></p> <p>付録Iは、絶滅の危機にある種の、全て、又はそれらの種の中の重要な一部を網羅するリストであり、これらに対しては完全な保護が与えられる。関係国では、少数の例外を除き、これらの動物を取ることが禁止される。「取ること」には、狩猟、漁獲、捕獲、いやがらせ、意図的な殺害などが含まれる。付録Iに掲載された種の関係国は、それらの生息地を保護し、移動の妨げとなる</p> | <p>ボン条約と日ロ間渡り鳥保護条約の両方でカバーされている内容や問題について、生物多様性に関するサハリンエナジーの基準は関連性がある。これらに該当する項目を下記に転記する。</p> <p>サハリンエナジーはシェルグループの生物多様性基準に従う。</p> <p>会社は、もし生物多様性の損失の結果を検討しなければ、自社の営業に影響する、ということ認識している。会社は、もし生物多様性の損失の結果を検討しなければ、自社の営業に影響する、ということ認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生態系を維持するために、他者とともに働くこと。</li> <li>保護領域の基本概念を尊重すること。</li> <li>グループが、グローバルな生物多様性に積極的に寄与するよう、パートナーシップを模索すること。</li> <li>全ての新しい活動および既存の活動の大きな変更在先立ち、生物多様性に対する潜在的な影響などの環境アセスメントを指揮すること。</li> <li>主な利害関係者の識別、早期建設など、国際的に認知されているホットスポットにおける活動の管理に特別</li> </ul> | <p>ロシア連邦は、ボン条約に調印してない。とはいえ、その条約を通じて、関係者（Range State）との特定のプログラム、とりわけ、タンチョウの保護の理解のための覚書には参加している。</p> <p>ボン条約の付録Iには、サハリンで見られる、いくつかの鳥類種が列記されている（例えば、オジロワシ、オオワシ、サカツラガン、トモエガモ、カラフトアオアシシギ）し、一方、付録IIには、サハリンに定期的存在する、または島に散発的に飛来する多くの渡り鳥種も含まれている。いくつかのクジラ目の種が、付録Iと付録IIに列記されているが、西洋コククジラは無い。</p> <p>サハリン2プロジェクト関連の活動の期間中、サハリンエナジーは、ボン条約の付録Iに含まれる2つの種類（オオワシとオジロワシ）に対し、保護・保全に関わる広範囲の活動を行った。これには、陸上プロジェクト範囲に生息する全ての鳥類種についてベースラインとなる情報を得るための7年間に及ぶ多くの鳥類学的調査や、油流出対応計画の海岸感度地図に盛り込む目的で行われた、海岸のラグーン地帯の渡り鳥の生息確認などが含まれる。</p> <p><b>北東サハリンの調査、モニタリングおよびウミワシ個体数保護のプログラム</b></p> <p>2003年秋、サハリンエナジーは、北東サハリンの調査、モニタリングおよびウミワシ個体数保護のための具体的かつ詳細な2カ年プログラムを実施した（SERPとして知られる）。</p> <p>SERPは長期研究プロジェクトで、その目的は、北東サ</p> |

|                      |                                       |                          |            |
|----------------------|---------------------------------------|--------------------------|------------|
| 未分類                  | 文書 0000-S-90-04-O-0259-00-E 付録3, 第02版 | 有効期限：2010/5/28～2015/5/28 |            |
| <a href="#">文書履歴</a> | 承認者: A. Galaev, 管理者: V.Andreeva       | 複写規制なし                   | ページ 2 / 13 |



| 国際基準およびガイドライン   | サハリンエナジー基準   | 談話   |
|---|--|--|
| <p>要因を排除し、それらにとって危険となる他の要素を規制することを目指す。付録 I に掲載された種には、タイマイ、オジロワシ、マウンテンゴリラ、ダマガゼルが含まれる。</p> <p><b>付録 II</b></p> <p>付録 II の種には、イルカ、アザラシ、オオカバマダラ、および、ミズミナギドリ、アホウドリ、水鳥など、多くの種類の海鳥が含まれる。この条約は、付録 II に掲載された種のリストに関する、2 つの同意からなる。移動種を利するための同意、特に全体の中で保護が不十分な種に対し。</p> <p>1. 移動種を利するための同意、特に全体の中で保護が不十分な種に対し。</p> <p>2. 定期的に国家間の境界を移動する種の個体数に関する同意、ただし、条約の定義上は必ずしも移動種とはいえない種に対し。</p> <p>7 回目の加盟国会議では、いくつかの巨大クジラ、ホオジロザメ、南米鳥類、海洋哺乳類およびさまざまなアジアの草食動物が付録に追加され、承認された。7 回目の加盟国会議では、条約の付録 I と II に、ミズミナギドリやさまざまな種類のチョウザメを含む 38 種を追加するよう提案され同意された。</p> <p>日ロ間渡り鳥保護条約（1973）</p> <p>ソビエト連邦政府と日本との間で締結されたこの条約（1973 年以来）は、日本とロシアの間を移動する、鳥類種の保護と個体数の保護のための共同政策を開発することに関わるものである。要約すれば、条約には次の点が含まれ、網羅されている：</p> <p>条項 I：この条約において「渡り鳥」とは、a)2 国間を周回または同様の手段で移動するのが観察される鳥類、および b) 両国に存在する亜種およびタイプ。</p> <p>条項 II：渡り鳥の捕獲および移動の妨害や卵の採集は禁止され、</p> | <p>な注意を向けること。</p> <p>シェルグループは、この基準を積極的に実施し、生物多様性に関する運営上の責任を負うとともに、それらの保護のための積極的な寄与の手段を模索すること。</p> <p>サハリンエナジーの基準は、シェルグループの基準にある目的と目標を踏まえて設定される。ロシア連邦における、現在有効な生物多様性に関する法律や規制の範囲内での活動という枠の中。サハリンエナジーの基準には、以下の条文が明記されている：</p> <p>1. サハリンエナジーは、自然環境における生物学的多様性（生物多様性）の保全に熱心に取り組み、この取組みを HSE 公約・方針の中に反映する。その上で、サハリンエナジーは、以下に従う：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 該当するロシア連邦の法律や規制。</li> <li>● シェルグループの生物多様性基準。</li> <li>● シェル EP 最低環境基準、2003 年 3 月</li> </ul> <p>2. 最低要件として、および生物多様性基準の概要として、サハリンエナジーは以下を定義する：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● サハリンエナジーは、環境影響アセスメント、TEOC レポートでなされた約束、規制当局と利害関係者との強制力を持つ協定に従い、環境および動植物に対する影響を緩和する手段を実施するとともに、環境および</li> </ul> | <p>ハリンのオオワシとオジロワシのモニターおよび保護である。プログラムの目的は 2 点ある。一つは、サハリンエナジープロジェクト範囲の周辺にある巣の位置を確認し監視し、建設期間中に利用できる適切な緩和手段を開発すること。二つ目は、このプログラムが生物多様性の保護に対する責任実行の役目を果たし、持続的発展を促進すること。この目的を達するため、国内および国際企業による幾つかの天然資源開発プロジェクトが進行中であるサハリン北東地域の、オオワシの個体数と健康状態を評価するための包括的計画が作成中である。</p> <p>このプログラムは、モスクワ国立大学によって実施されている。これはサハリンエナジーが主導している主な調査であり、種に関する調査結果は、地元、国家および国際的な知識に大きく貢献すると期待されている。サハリンエナジーは、オオワシの調査と保護に関する日本の機関との協力、調整の活動を模索したいと考えている。</p> <p><b>その他の鳥類種の保護</b></p> <p>条約の付録 I と II および日ロ間渡り鳥条約に列記されている、その他の鳥類種に関して、およびサハリン 2 の活動の影響を受ける恐れのある種（ロシアとサハリン州のレッド・データ・ブックに記載されている）に関して、サハリンエナジーは、希少鳥類種の個体数保護を意図した、具体的な管理と緩和手段を開発した。これらの対策の中で最も重要なのは：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 重要な時期（営巣／繁殖シーズン）における妨害を最小化または回避すること。</li> <li>● 生態系を維持し、鳥類が利用する機能特性（繁殖、給餌、渡り、冬場の利用等のプロセスと構造等）を考慮し、生息環境をサポートすること。</li> </ul> |

|                      |  |                          |            |
|----------------------|--|--------------------------|------------|
| 未分類                  | 文書 0000-S-90-04-O-0259-00-E 付録 3, 第 02 版 | 有効期限：2010/5/28～2015/5/28 |            |
| <a href="#">文書履歴</a> | 承認者: A. Galaev, 管理者: V. Andreeva         | 複写規制なし                   | ページ 3 / 13 |



国際要件詳細

| 国際基準およびガイドライン   | サハリンエナジー基準   | 談話   |
|---|--|--|
| <p>条約に記載されている種の卵や製品の一部を販売、購入、交換することも禁止される。次の場合は、それぞれの締結国の法律および指令に基づき、禁止の例外を設定できる：a) 科学的目的、条約の目的に反しない繁殖プログラム、および b) 人間の生命や財産の保護を目的とする場合、c) 許可された地域内における狩猟シーズン。</p> <p>条項 III： 契約締結国は、潜在的危機に瀕している鳥類の種と亜種に同意し、条約を適用し、それらの鳥類の保護を目的に実施される手段について、相互に通知する。</p> <p>条項 IV： 契約締結国は、渡り鳥および、それらの消滅の恐れに関連する研究のデータと出版物を交換する。両国はまた、渡り鳥に関する共同研究の実施に寄与する。</p> <p>条項 V： 各条約締結国は、渡り鳥、絶滅の恐れのある鳥類およびそれらの生息地の管理と保護を目的とする保護区および他の体系を創出するよう努力する。</p> <p>条項 VI： 各条約締結国は、条項 II、III に従い、鳥類の生息地を維持し改善するための適切な手段を講じる。特に、両国は、a) 渡り鳥とそれらの環境に対する潜在的な脅威と被害を検知するためのモニタリング手法の開発、b) 渡り鳥の個体数の維持に潜在的な脅威となりうる認識されているような、動物や植物の導入を規制するために必要な手段を講じるよう努力する、c) 地域や島などにおける、既存の生態学的平衡を動揺させたり破壊したりするものを持ち込むのを規制するために必要な手段を講じるよう努力する。</p> <p>この条約は、国家目標を達成するために両国間で協議することも可能とする。</p> | <p>動植物のモニタリングを指揮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「レッドブック」種に対する影響を持つかもしれない新しい活動においては、活動を開始する前に、担当の資産/プロジェクト HSE アドバイザーが政府の承認に関して相談を受ける。</li> <li>影響を受けやすいレッド・データ・ブック種の敏感な時期（営巣、渡り等）に保全活動が必要な場合、危険を識別し、リスクを査定し、リスク管理基準に従って規制を実施しなければならない。延期が可能かつ適切な緩和手段が実施できない場合、RDB 種へのリスクアセスメントで安全とみなされるまでの間、活動は延期される。</li> <li>人間や船、装備、カーゴ、または資材をサハリン地域に輸送または移入するという活動を指揮するとき、それらの活動に関わるサハリンエナジーとその下請業者は、外来の侵略的な種を持ち込む可能性を最小化するため、適切な規制を実施しなければならない。</li> </ul> <p>サハリンエナジーの狩猟・採集・漁獲の禁止方針</p> <p>建設期間中、北方および中央サハリン（ドリンスクの北とトナミ地区）において、非地元出身の労働者は魚釣りや採集、狩猟が禁止される。サハリン南方（ドリンスクとトナミ地区および南ま</p> | <p>問題の一つは、建設工事の重要な時期を通じて、レッド・データ・ブック種や渡り鳥の個体によって利用されていることが知られている地域で、影響を受けるおそれのある範囲を最小化すること。ベースライン調査および初期の建設前モニタリングで得られたデータは、プロジェクトの影響が及ぶ範囲内にある、特に重要な場所（生息地等）の特定のために利用された。具体的な緩和手段が、EIA 手順の中で開発され、建設工事中、レッド・データ・ブック種および重要な渡り鳥の個体数に対する妨害の可能性を回避または最小化すべき地域で実施されている。</p> <p>サハリン 2 プロジェクトが影響を及ぼす可能性のある渡り鳥の生息地を維持し、生態系と生態学的機能に対するプロジェクトの影響を最小化することが、環境緩和手段の要である。これらの緩和手段と取り決めは、建設と運用中の物理的プロセス（土壌、大気、水等）の維持と、プロジェクト活動に影響を受ける生息地を可能な限り基準状態まで復元することを目的としている。これらの手段が成功裏に実施されれば、レッド・データ・ブック種と渡り鳥の生息地の構造と機能（エコシステムのプロセス等）をサポートする生態学的プロセスは、建設と運用の期間中、傷つくことはない。</p> <p><b>サハリンエナジー生物多様性活動計画</b></p> <p>サハリンエナジーは、生態学的緩和、管理、モニタリング、調査とデータ分析に組織的アプローチできるよう、プロジェクト固有の生物多様性目標を展開するために、2005/6 年に生物多様性活動計画（BAP）を策定しなければならない。活動計画の開発において、サハリンエナジーは主な国家及び国際的利害関係者と協議を行わなければならない。</p> |

|      |  |                          |            |
|------|--|--------------------------|------------|
| 未分類  | 文書 0000-S-90-04-O-0259-00-E 付録 3, 第 02 版 | 有効期限：2010/5/28～2015/5/28 |            |
| 文書履歴 | 承認者: A. Galaev, 管理者: V. Andreeva         | 複写規制なし                   | ページ 4 / 13 |



国際要件詳細

| 国際基準およびガイドライン | サハリンエナジー基準  | 談話 |
|---------------|---|----|
|               | <p>で) では、ライセンスがあれば、プロジェクトの労働者は魚釣りをしてもよいが、採集や狩猟はしてはならない。</p> <p>サハリンの地元建設労働者は、必要な許可を得ている場合に限り、狩猟、採集、漁猟活動を勤務時間外に、作業着を着用しない、という条件で行ってもよい。</p> <p>サハリンエナジーは、毎年、有害な影響の可能性を識別するため、ロシア当局とこの方針について検討する。サハリンエナジーのコミュニティー連絡役員 (CLO) 組織は、独自に、サハリンエナジーの方針に対する地元住民の反応を監視する。</p> <p>契約業者は、動物相に関する問題、特に、許可なく狩猟を行わない、という施策を確実に実施することについて、建設要員に十分説明するよう求められる。建設現場でのペットの飼育も禁止される。</p> |    |

|                      |  |                            |               |
|----------------------|--|----------------------------|---------------|
| 未分類                  | 文書 0000-S-90-04-O-0259-00-E 付録 3, 第 02 版 | 有効期限 : 2010/5/28~2015/5/28 |               |
| <a href="#">文書履歴</a> | 承認者: A. Galaev, 管理者: V.Andreeva          | 複写規制なし                     | ページ 5<br>/ 13 |



パート 2 : 海運条約

下記の海運関係の条約の一覧は、サハリン 2 フェーズ 2 プロジェクトの海運オペレーションに関連するとみなされるものである。ロシアの法律で批准および具体化されていないものに対して、フェーズ 2 プロジェクトとプロジェクト拡張の建設および/または運用の期間中、それらの条約の精神にどのように適合させるかについて、サハリンエナジーは下記の 1-5 節に詳述した。ロシアが批准したものに対し、下記 6 節に詳述したように、無関係とみなされるのでない限り、サハリンエナジーはロシアの法律の全面的な順守の一環として、それらに従う。

|     | 条約                                     | 採択年                     | ロシア連邦の状態 |
|-----|--|-------------------------|----------|
| 1.  | 船舶のバラスト水および沈殿物の規制および管理のための国際条約         | ロンドン<br>2004            | 未批准      |
| 2.  | 船舶についての有害な防汚方法の管理に関する国際条約              | 2001                    | 未批准      |
| 3.  | 油濁事故対策協力条約 (OPRC)                      | 1990                    | 未批准      |
| 4.  | 油タンカー及びターミナルのための国際安全手引書 (ISGOTT)、第 4 版 | 1996                    | 未批准      |
| 5.  | 石油会社国際海事評議会 (OCIMF) ガイドライン             | 1975                    | 未批准      |
| 6.  | 公海油濁事故調停に関する国際条約                       | ブリュッセル<br>1969          | 批准       |
| 7.  | 船舶による汚染の防止のための国際条約 (MARPOL)            | ロンドン<br>1973            | 批准       |
| 8.  | 国際ロードライン条約、1966                        | 1966                    | 批准       |
| 9.  | 船員の訓練資格証名および当直勤務の基準に関する国際協約 (STEW)     | London,<br>ロンドン<br>1978 | 批准       |
| 10. | 海洋法に関する国際連合条約                          | モンテグロ<br>ベイ、1982        | 批准       |
| 11. | 油濁損害の民事責任に関する条約                        | ブリュッセル<br>1969          | 批准       |
| 12. | 油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約のプロトコル   | ロンドン<br>1976            | 批准       |



|     | 条約                                      | 採択年          | ロシア連邦の状態 |
|-----|---|--------------|----------|
| 13. | 海上衝突予防条約 (COLREG)                       | 1972         | 批准       |
| 14. | 廃棄物その他の投棄による海洋汚染の防止に関する条約 (ロンドンダンプング条約) | ロンドン<br>1972 | 批准       |

## 1. 船舶のバラスト水および沈殿物の規制および管理のための国際条約

### 1.1 採択日

これは、ロシア連邦がまだ批准していない国際海事機関 (IMO) の条約である。調印期限は 2004 年 5 月 31 日で、現在、スペインとブラジルのみが調印した (15/1/05)。とはいえ、この条約は、時期は未定ながら、いずれ批准されるであろう。

### 1.2 条約の概要

バラスト水中に含まれる海洋有害生物の移動を防止することを目的とする。国際貿易船に対し、バラスト水管理計画書 (BMP) およびバラスト水記録簿 (BWRB) の保持が義務付けられる。この記録簿には、バラスト水の排出や、処理や排水が実施されたときに記録すること。

この条約は、バラスト水交換を行う船舶、陸岸から 50 マイル以内、水深 200 m 以上に適用される。この方法論の代替として、有害生物を基準値以下まで削減するためのバラスト水の処理がある。全ての管理計画書は管理当局の承認を得ること。船舶は、船の建造年に応じて規定された、バラスト水交換基準および/またはバラスト水実行基準の適用が義務付けられる。バラスト水交換基準は、交換する水の量を規定し、実行基準は水の品質を規定している。

### 1.3 プロジェクトの長期 (LT) 滞在船に対する適用性

船舶は 2007 年後半に展開されたので、論理上、それらは 2009 年以前に展開された既存船であるとみなされる (船の定義の調印期限)。船には、適切なバラスト水管理計画書 (BMP) と承認されたバラスト水記録簿 (BWRB) の保持が義務づけられ、2014 年に至るまで、バラスト交換は国際海事機構の基準に適合していなければならない。それ以降は、水質基準に適合させる必要があるであろう。

### 1.4 長期船の法令順守

船舶は、海でのバラスト水交換の負荷荷重に耐えられる構造を持たなければならない。問題は、船舶によるバラスト水の交換は、陸岸から 50 マイル以内、水深 200 m 以上に制限されている一方、日ロ間または韓国とロシアの間の航行ルートは全域に渡って、陸岸からの距離が短いということであろう。2014 年以降の水質基準を満たすために、バラスト交換は十分であると理解されている。プロトタイプ技術をカバーする D-4 規制のもとでの一つの可能性は、バラスト水処理システムのプロトタイプを研究することである。

### 1.5 FOB (本船渡し) 船に対する適用性

全ての船舶は長期的に適用可能なものとして扱われる。

### 1.6 FOB (本船渡し) の法令順守

MOSS 型またはメンブレン型の船舶はどちらも、海でのバラスト水の交換が可能であると理解されている。自動交換設備を備えている場合もある。同様の交換問題はルートによっても異なる。

|                                  |       |                   |             |     |
|----------------------------------|-------|-------------------|-------------|-----|
| 文書 0000-S-90-04-O-0259-00-E 付録 3 | 第 0 版 | 有効期限: 2009/1/1 から | 2014/1/1 まで | 未分類 |
| <a href="#">文書承認形式</a>           | 承認者:  | 管理者:              | 複写規制なし      |     |



## 2. 船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約

### 2.1 採択日

この国際海事機関の条約は、2001年10月5日に採択された。ロシア連邦はまだ批准していない。現時点で10カ国、世界の総トン数の約9%が調印した。1990年、IMOの海洋環境保護委員会（MEPC）は、防汚塗料TBTの使用をやめるよう各国政府に勧告する決議を採択した。TBT船底防汚塗料の販売と使用は、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドおよびEUで禁止されている。IMOは、有機スズ製品を2003年までに禁止するとともに、2008年までに完全追放する世界規模の法規を開発するため、海洋環境保護委員会を呼び出した。この日付はすでに過ぎたため、IMOは禁止の効力を発揮できるように、できるだけ早く条約が批准され、施行されるよう、強く呼びかけている。キプロスは現在、この条約に調印していない。

### 2.2 条約の概要

この条約が効力を発揮したら、国際航路を運航している、400グロストン以上の全ての船舶において、防汚塗料中の有害な有機スズの利用が禁止される。防汚塗料中のTBTの使用は、効果的に禁止されるが、一方、他の有害な有機スズがTBTと入れ替わって、利用が続けられる。有機スズの完全な禁止はまだ大多数の調印者に受け入れられておらず、論争が続けられている。塗装産業は他の殺生物剤を使い、汚れが落ちやすい防汚塗料を開発しているが、それらの代替物が受け入れられるようになるかどうかはまだわからない。

### 2.3 長期（LT）船への適用性

汚れ落としの仕組みとして、代替の殺生物剤を利用したTBTフリー防汚塗料が使われなければならない。禁止および規制物質のリストはまだ準備されていない。条約が批准されれば、猶予期間無く採択日の12カ月後に効力を発するであろう。条約が批准されれば、猶予期間無く採択日の12カ月後に効力を発するであろう。その場合、長期船にも影響するであろう。

### 2.4 長期船の法令順守

現在の仕様ではTBTの利用は許可されていないが、条約の「禁止」製品リストがまだ準備されていないため、特定の防汚塗料に含まれる殺生物剤が条約に従っているかどうかを知ることはできない。現在の条約の要件に合っているとみなされる、塗装仕様の選択に必要な事例が必要とされるであろう。

### 2.5 FOB（本船渡し）船に対する適用性

長期船に同じ。

### 2.6 FOB（本船渡し）船の法令順守

これらの船舶の防汚塗料にTBTは利用されないが、長期船の適用については同様の懸念がある。

## 3. 油濁自己対策協力条約（OPRC）

### 3.1 採択日

このIMO条約は、1990年11月30日に採択され、1995年5月13日に施行された。

### 3.2 条約の概要

条約は、汚染事故の対策を開発するため、全ての加盟国に、油流出事故に対する各国の準備、対応及び協力体制を要請した。船舶には船舶油汚染緊急時計画を保持するとともに、海岸施設には油流出対応装備を備蓄するよう求められている。船舶はあらゆる事故の報告を沿岸管理当局に通報しなければならない。

### 3.3 長期船に対する適用性

この条約は適用可能である。

|                                  |       |                  |             |     |
|----------------------------------|-------|------------------|-------------|-----|
| 文書 0000-S-90-04-O-0259-00-E 付録 3 | 第 0 版 | 有効期限：2009/1/1 から | 2014/1/1 まで | 未分類 |
| <a href="#">文書承認形式</a>           | 承認者：  | 管理者：             | 複写規制なし      |     |





### 3.4 長期船の法令順守

船舶は完全に順守し、海岸側の油流出対応装備を運搬する予定である。

### 3.5 FOB（本船渡し）船に対する適用性

この条約は適用可能である。

### 3.6 FOB（本船渡し）船の法令順守

船舶は完全に順守し、ロシア、日本および韓国の海岸側の油流出対応装備を運搬する予定である。

## 4. 油タンカー及びターミナルのための国際安全手引書（ISGOTT）、第4版

### 4.1 採択日

1998年に発行された石油会社国際海事フォーラムの第4版で作られたガイドである。

### 4.2 条約の概要

これは条約や合意ではなく、ターミナル内の石油タンカーのオペレーションに適用されるガイドである。

### 4.3 長期船への適用性

ガス運搬には適用されないため、長期船にも適用されない。

### 4.4 長期船の法令順守

順守は必要とされない。

### 4.5 FOB（本船渡し）船に対する適用性

長期船と同様。

### 4.6 FOB（本船渡し）船の法令順守

長期船と同様。

## 5. 石油会社国際海事評議会（OCIMF）ガイドライン

### 5.1 採択日

石油会社国際海事評議会は複数の発行日に複数のガイドラインを発行した。

### 5.2 条約の概要

これらは条約や合意ではなくガイドラインである。

### 5.3 長期船に対する適用性

幾つかのガイドラインが適用されているが、強制ではない。

### 5.4 長期船の法令順守

長期船に対しては、実現可能な限りにおいて、以下のガイドラインが適用されている：

- 故障タンカーの曳航に関する OCIMF 勧告、1981；

|                                  |       |                  |             |     |
|----------------------------------|-------|------------------|-------------|-----|
| 文書 0000-S-90-04-O-0259-00-E 付録 3 | 第 0 版 | 有効期限：2009/1/1 から | 2014/1/1 まで | 未分類 |
| <a href="#">文書承認形式</a>           | 承認者：  | 管理者：             | 複写規制なし      |     |



## 生物多様性に関する国際要件

- OCIMF 係留設備ガイドライン、1997；
- 埠頭と島における大規模船の安全係留に関する OCIMF ガイドラインおよび勧告、1994；
- 冷凍 LNG 運搬用マニホールドに関する OCIMF 勧告、1994；
- 船間移動に関する OCIMF 勧告、1995；
- 船陸中継 OCIMF 緊急船

**5.5 FOB（本船渡し）船に対する適用性**

これらは適用されるかどうかわからないが、最新の LNG 船では、これらのガイドラインの大部分が順守されるものと期待されている。

**5.6**

FOB（本船渡し）船の法令順守

不明

|                                  |       |                  |             |     |
|----------------------------------|-------|------------------|-------------|-----|
| 文書 0000-S-90-04-O-0259-00-E 付録 3 | 第 0 版 | 有効期限：2009/1/1 から | 2014/1/1 まで | 未分類 |
| <a href="#">文書承認形式</a>           | 承認者：  | 管理者：             | 複写規制なし      |     |



| ロシア連邦法に転記された海運条約の適用可能性                  |   |                                       |
|---|---|---------------------------------------|
| 条約                                      | LT 船の法令順守   | ST 船の法令順守                             |
| 海上衝突予防条約 (COLREG)                       | 順守予定  | 順守予定                                  |
| 公海油濁事故調停に関する国際条約                        | 沿岸国による干渉に関係し、それ自体は、船に対し適用不可。                                | 沿岸国による干渉に関係し、それ自体は、船に対し適用不可。          |
| 船舶による汚染の防止のための国際条約 (MARPOL)             | 順守予定  | 順守予定                                  |
| 国際ロードライン条約、1966                         | 順守予定  | 順守予定                                  |
| 船員の訓練資格証名および当直勤務の基準に関する国際協約 (STEW)      | 順守予定  | 船と船員の 90% をカバーする IMO の国際規制として順守が期待される |
| 海洋法に関する国際連合条約                           | 国家レベルの義務。キプロスは 1988 年 12 月にこの条約に調印したが、サイプラス海域内の船舶の規制に関してのみ。 | 不明                                    |
| 油濁損害の民事責任に関する条約                         | キプロスは 76 と 79 のプロトコルに調印したので、これが適用されると考えられる。                 | 不明、だが期待される                            |
| 油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約のプロトコル    | キプロスが調印したので、これが適用されると考えられる。                                 | 不明、だが期待される                            |
| 廃棄物その他の投棄による海洋汚染の防止に関する条約 (ロンドンダンプング条約) | キプロスが条約 72 に調印したが、プロトコル 96 には調印していない。適用されると考えられる。           | 不明                                    |
| 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約       | キプロスが調印したかどうか不明、ただし条約は LNG 船には関連がない。                        | 不明だが、LNG 船には関連がない                     |



パート 3：ロシア連邦が批准し、サハリン 2 プロジェクトに適用可能とみなされる国際条約・合意の一覧

| 条約  | 日付            |
|---|---------------|
| <b>生息地、生物多様性および遺産</b>   |               |
| 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、ワシントン条約 (CITES)   | ワシントン、1973    |
| 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約  | パリ、1972       |
| 生物多様性条約   | リオデジャネイロ、1992 |
| 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約、ラムサール条約  | 1971          |
| 国際植物防疫条約  | ローマ、1951      |
| <b>水資源の保護</b>   |               |
| 公海における石油汚染事故の際の公的介入に関する条約   | ブリュッセル、1969   |
| サハリンエナジー管理下の海上オペレーションおよび船舶に適用するものとして、マルポール条約「船舶による汚染の防止のための国際条約」附属文書 I~V、1978 (2002 年 9 月 1 日の補遺とともに) | ロンドン、1973     |
| <b>海運 (安全)</b>  |               |
| 国際ロードライン条約、1966   | 1966          |
| 船員の訓練資格証名および当直勤務の基準に関する国際協約 (STEW)  | ロンドン、1978     |
| 海洋法に関する国際連合条約   | モンテグロベイ、1982  |
| 油濁損害の民事責任に関する条約   | ブリュッセル、1969   |
| 油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の Protokol  | ロンドン、1976     |
| 海上衝突予防条約 (COLREG)   | 1972          |
| <b>その他</b>  |               |
| 産業事故の国境を越えた影響に関する条約   | ヘルシンキ、1992    |
| <b>二国間合意</b>  |               |
| 日ロ間渡り鳥条約  | 1988          |

パート 4 – 付加的要件

- 世界銀行/IFC：自然生息地 OP 4.04、2001 年 6 月
- 世界銀行/IFC：野生動物管理の環境、健康、安全ガイドライン (日付なし)

|                                  |       |                  |             |     |
|----------------------------------|-------|------------------|-------------|-----|
| 文書 0000-S-90-04-O-0259-00-E 付録 3 | 第 0 版 | 有効期限：2009/1/1 から | 2014/1/1 まで | 未分類 |
| <a href="#">文書承認形式</a>           | 承認者：  | 管理者：             | 複写規制なし      |     |



生物多様性に関する国際要件

---

- 自然生息地の条約および野生動植物に関する EC 理事会指令 92/43/EEC (1992) (ナチュラ 2000) - 生息地指令
- 魚の生態をサポートするための、淡水需要保護または改善に関する、7 月 18 日の EC 理事会指令 78/659/EEC
- 野生鳥類の保護に関する、1979 年 4 月 2 日の EC 理事会指令 79/409/EEC
- 国際石油産業環境保全連盟 (IPIECA) と国際石油ガス生産者協会 (OGP) のガイドラインに則った生物多様性活動計画が準備されなければならない。
- ロイヤル・ダッチ・シェル生物多様性マニュアル

|                                  |       |                  |             |     |
|----------------------------------|-------|------------------|-------------|-----|
| 文書 0000-S-90-04-O-0259-00-E 付録 3 | 第 0 版 | 有効期限：2009/1/1 から | 2014/1/1 まで | 未分類 |
| <a href="#">文書承認形式</a>           | 承認者：  | 管理者：             | 複写規制なし      |     |